

練馬区告示第 420 号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 9 条第 1 項の規定により、石神井公園団地マンション建替組合の設立を認可したので、同法第 14 条第 1 項の規定により、つぎのとおり告示する。

令和元年 12 月 25 日

練馬区長 前 川 耀 男

1 組合の名称

石神井公園団地マンション建替組合

2 施行マンションの名称およびその敷地の区域

名称 石神井公園団地

敷地の区域 練馬区上石神井三丁目 127 番 1、同番 3、同番 8、
同番 9、同番 10、同番 12、同番 13、139 番 3、742
番 1 および同番 6

3 施行再建マンションの敷地の区域

練馬区上石神井三丁目 127 番 8 ならびに 127 番 1、同番 2、同番
9、同番 10、同番 11、同番 12、同番 13、146 番 2、742 番 1 および
同番 6 の各一部

4 事業施行期間

令和元年 12 月 25 日から令和 6 年 12 月まで

5 事務所の所在地

東京都中央区八重洲一丁目4番16号 東京建物株式会社内

6 設立認可の年月日

令和元年12月25日

7 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

8 公告の方法

事務所の掲示板に掲示し、特に必要があるときは官報または公報に掲載して行う。

9 権利変換または借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和2年1月23日